

ふるさと財団業務説明会 質疑応答

● 新・地域再生マネージャー事業について

Q：外部人材派遣【環境整備型】が外部人材活用助成へ統合されるが、それに伴う採択基準等の変更はあるか。

A：初年度事業と継続事業では進捗に差が生じるため、採択基準を変えている。初年度事業では実施体制等が整っていないケースがあるが、初年度事業における採択基準を用いるのに加え、申請いただいた案件については必要に応じ現地調査をした上で採択する。

Q：新規事業は5月末からとなっているが、前倒しで4月1日から事業計画の提出および事業採択いただけるか。

A：新規事業については事業内容が不透明な点も多く、必要に応じ現地調査を実施する。現地調査をふまえ、できる限り早めに採択したいと考えているが、原則は5月末とさせていただきたい。

● ふるさとものづくり支援事業について

Q：Dタイプについて、事前にいただいた資料では過去3年で財団事業に採択された案件に限定していたかと思うが本日の資料ではそれは無い。採択案件以外での申請も可能か。

A：財団採択案件であるかどうかに関わらず、試作品段階で商品化実現までにサポートが必要な案件に対して支援させていただく形に変更した。ただし、採択されたことの無い案件についてはより詳細な資料の提供をお願いする場合がありますのでご協力いただきたい。

Q：補助対象者が法人格を有するとあるが、実行委員会形式の場合は事務局が法人格を有していれば問題ないのか。

A：法人格を有するとしているが、財団が想定しているのは企業（事業者）である。複数の法人、自治体、金融機関、大学等が協同で事業運営しているケースがあると思うが、代表である企業が開発の主体となり申請いただきたい。

Q：新商品開発ではなく地域特産品を認定する（支援する）形式での事業も補助対象となるか。

A：特産品の認定にかかる費用は補助対象にはならない。新たな商品を開発していただくこと、今ある特産品に付加価値を付けること等が対象となる。

● ふるさと融資について

Q：民間からの貸付けをせずに、ふるさと融資、自己資金、補助金のみで費用の全額を賄うことは可能か。

A：民間金融機関との協調融資を原則としており、民間金融機関の借入なしではふるさと融資は成立しない。

Q：地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合の地方交付税措置（75%）について、平成28年度においても引き続き措置されるのか。

A：見直し等について現在までに総務省からの連絡は無く、現状の枠組みで平成28年度についても継続する予定である。